

雇用関係助成金を活用して
シナジー効果を生み出そう!

助成金活用についての説明会

・日時 令和6年2月1日(木)

10:00～11:15 (受付 9:45～)

・開催場所

ハローワーク四日市 3階会議室 (四日市市本町3-95)

・セミナープログラム

【キャリアアップ助成金】 ハローワーク四日市
～非正規労働者の正社員化・処遇改善等の取組の実施に対して～
(例) 中小企業の場合

制度改正

- ・有期雇用から正社員化 **最大80万円～** (支給要件あり)
- ・社会保険適用時処遇改善コース活用

労働者1人につき **最大50万円** (支給要件あり)

【「年収の壁」について】 四日市年金事務所

・申し込み方法

お電話にて受け付けております。

連絡先：ハローワーク四日市求人企画部門

059-353-5566 (31#)

※ガイダンスが流れましたら「31#」を押してください。

・申し込み期限

期限は設けておりませんが、定員(50名程)になり次第、
締め切らせていただきます。

※開催日時に都合がつかず参加できない事業所様で、
個別に相談・説明をご希望される際はご相談ください。

キャリアアップ助成金 とは…

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（ガイドブックより）

本セミナーでは、非正規雇用労働者の正社員化、年収の壁対策として新設された「社会保険適用時処遇改善コース」を活用する際の主な要件や注意点、申請の流れを説明いたします。

年収の壁 とは…

厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、社会保険料の負担が発生しません。

こうした方の収入が増加して一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。

その収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

○従業員100人超企業に週20時間以上で勤務する場合

→「106万円の壁」加入制度：厚生年金・健康保険

○上記以外の場合

→「130万円の壁」加入制度：国民年金、国民健康保険

- ・「従業員100人超」は、令和6年10月に従業員50人超の企業まで拡大。
- ・「従業員数」は、企業の「厚生年金保険の適用対象者数（被保険者数）」で判断。
- ・「従業員100人超企業に週20時間以上で勤務する場合」は、所定内賃金が月額8.8万円以上（年収約106万円）になると厚生年金保険等に参加。